

# My DC PLAN

## 私の確定拠出年金

ご加入の企業型年金制度の概要を下記のとおりお知らせいたします。

### ■ 制度について

プラン（規約）名	アドビシステムズ株式会社企業型年金
実施事業所名	アドビシステムズ株式会社
制度開始日	2017年7月1日
加入者資格喪失年齢	65歳
運営管理機関	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社
資産管理機関	みずほ信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社

### ■ 掛金について

#### 事業主掛金

掛金額	規約に定める基準給与×2% ※法令等で定められた拠出限度額の範囲内で規約の定めにより算定した額を毎月拠出します。  基準給与を定めた規程等は以下の通りです。 給与規程第17条に定める月額基本給
掛金の中断	規約に定める無給の休職期間中は拠出を中断します。
掛金負担者	事業主

#### 加入者掛金（マッチング拠出）

導入年月	2017年7月
掛金額	加入者掛金額は、「事業主掛金額を超えない範囲」かつ「事業主掛金との合計が法定の拠出限度額の範囲内」で、1,000円からお申し込みいただけます。 お申し込みいただいた加入者掛金は、毎月の給与から控除されます。
掛金の申込方法	アンサーネット(インターネット)またはアンサーセンター(コールセンター)からお申し込みください。
掛金変更月	年1回5月(6月給与控除分から変更となります。)
掛金の停止	随時可能です。
掛金の再開	随時お申し込みいただけます。
掛金負担者	加入者

#### 納付について

納付日	毎月25日（土日祝日等の場合は、直前の金融機関営業日）
掛金の納付	事業主掛金と加入者掛金を合算して事業主から資産管理機関に納付

## 運用について

運用をする方	本人（ご自身です）
運用方法	運用関連運営管理機関により提示された運用商品の中から選択し、配分割合を決めて記録関連運営管理機関に運用指図します。運用期間中、配分割合の変更、運用商品のスイッチング(預け替え)が可能です。 毎月の掛金への配分割合の指定がない場合、個人別管理資産額および脱退一時金相当額を移換する場合には、自動的にD Cインデックスバランス（株式60）が購入されます。
運用商品	運用商品については、「運用商品一覧」をご参照ください。
運用状況の確認	毎年7月に「確定拠出年金 資産残高のお知らせ」が送付されます。最新の運用状況や運用商品の詳細は、アンサーネットで確認できます。

## 給付について

給付の種類（下記の給付を受けることができます）

老齢給付金	<p>加入者が資格喪失年齢に到達した場合、または60歳以上で資格喪失年齢前に退職した場合で、次の加入期間を満たすときに受け取る給付金です。 受給開始年齢は、60歳までの加入期間により異なります。</p> <p>※60歳までの加入期間は、企業型年金および個人型年金の加入者期間と運用指図者期間とを合算した期間です。退職一時金、厚生年金基金、確定給付企業年金等からの移換がある場合には、移換金の対象期間も含まれます。</p> <p>受取方法は請求時に下記から選択します。</p> <p>①分割受取り(年金) 受取期間：5年以上20年以下（年単位） 年間の受取回数：1回、2回または4回 ※受取期間、年間受取回数は請求時に選択します。途中変更はできません。 ※受給開始後5年を経過した場合、残高を一括で払いたすことも可能です。</p> <p>②一括受取り(一時金)</p> <p>③一括分割併用受取り（一時金割合指定+年金）</p>
障害給付金	<p>高度障害になったときに受け取る給付金です。 ※高度障害とは、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級または2級に該当する程度の障害です。</p> <p>受取方法は老齢給付金の場合と同様です。 ※ただし、分割受取りにおいて、請求時に選択した受取期間、年間受取回数を5年経過ごとに見直すことができます。</p>
死亡一時金	<p>亡くなられたときに、ご遺族が受け取る給付金です。 受取方法は一時金のみです。</p>

脱退一時金	<p>離職・転職後、以下の状況にあてはまる場合は、脱退一時金を受け取って制度を脱退することができます。</p> <p>①個人別管理資産額が1万5千円以下の場合 一定の条件を満たせば、個人型年金に移換することなく企業型年金から脱退一時金を受け取ることができます。</p> <p>②個人別管理資産額が1万5千円を超える場合 個人型年金に資産を移換した後、通算拠出期間が3年以下または個人別管理資産額が25万円以下で、国民年金の保険料免除者である等一定の条件を満たせば、個人型年金から脱退一時金を受け取ることができます。</p>
給付の請求	<p>企業型年金における給付は、記録関連運営管理機関（損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社）にご自身で請求します。</p> <p>請求後、記録関連運営管理機関によってお支払いの判断（裁定）が行われ、お支払い可能となった場合、資産管理機関（みずほ信託銀行株式会社）から給付金が送金されます。</p> <p>給付金は遅くとも70歳になるまでに請求をします。70歳までに請求がなかった場合は、請求があったものとみなして一時金でお支払いします。</p>

## ■ 資産の持ち運び（ポータビリティ）について

加入者資格取得時の移換（加入時）	<p>他の確定拠出年金制度に加入していた場合、その個人別管理資産は本制度に移換されます。持ち運べる資産があるか等、詳細については移換元の機関へお問い合わせください。また、下記の年金制度から脱退一時金相当額を本制度へ持ち運ぶことができます。 ※移換を行う場合には、ご自身での手続きが必要です。</p> <p>①厚生年金基金、確定給付企業年金 厚生年金基金または確定給付企業年金の資格喪失（退職等）後1年以内</p> <p>②企業年金連合会 当確定拠出年金の加入者資格取得日より3ヶ月以内</p>
加入者資格喪失時の移換（退職時）	<p>他の確定拠出年金制度へ個人別管理資産を持ち運ぶことができます。個人別管理資産は現金化して移換します。 ※移換を行う場合には、ご自身での手続きが必要です。加入者資格を喪失した月の翌月から数えて6ヶ月以内に手続きを行わなかった場合には、自動的に国民年金基金連合会へ移換されます。 ※運用商品によっては、現金化に伴って解約控除がかかるものがあります。この費用は本人の負担になります。 ※移換後の制度でかかる費用とその負担については移換先の規約にしています。</p>
制度からの脱退	<p>原則、脱退はできません。 ※例外については、前記「給付について」の脱退一時金をご参照ください。</p>

## ■ 税制について

税制取扱い	<p>確定拠出年金制度の税制は、下記のとおりです。</p> <p>①拠出時：掛金は給与所得になりません。（したがって税金がかかりません。） ②運用時：運用益に対する所得税・住民税の課税はありません。 ③給付時 a) 老齢給付金：年金での受取分は雑所得となり、公的年金等控除の対象となります。一時金での受取分は退職所得となり、退職所得控除の対象となります。 b) 障害給付金：非課税です。 c) 死亡一時金：みなし相続財産として相続税課税の対象となります。 d) 脱退一時金：一時所得となります。</p>
-------	---

## ■ 事務費等の負担について

事務費・税金	<p>本制度においては、事業主または加入者等が下記のとおり負担します。          ※加入者等とは、加入者と運用指図者を指します。運用指図者とは、加入者資格喪失年齢に到達した方、60歳以上で加入者資格喪失年齢到達前に退職した方で、年金を受給中または年金受給開始を待っている方を指します。</p> <p>①制度運営</p> <table border="1"> <tr> <td>運営管理業務にかかる事務費(含 総合口座手数料)</td> <td>事業主</td> </tr> <tr> <td>資産管理業務にかかる事務費</td> <td>事業主</td> </tr> <tr> <td>情報提供にかかる事務費</td> <td>事業主</td> </tr> <tr> <td>給付金の送金にかかる事務費</td> <td>受給者</td> </tr> </table> <p>②運用</p> <table border="1"> <tr> <td>運用商品 取引手数料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>運用商品の売買に伴う費用（信託財産留保額等）</td> <td>加入者等</td> </tr> <tr> <td>投資信託の信託報酬</td> <td>加入者等</td> </tr> </table> <p>③税金</p> <table border="1"> <tr> <td>拠出時、運用時</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>給付時</td> <td>受給者</td> </tr> <tr> <td>特別法人税・法人住民税（課税凍結中）</td> <td>加入者等</td> </tr> </table>	運営管理業務にかかる事務費(含 総合口座手数料)	事業主	資産管理業務にかかる事務費	事業主	情報提供にかかる事務費	事業主	給付金の送金にかかる事務費	受給者	運用商品 取引手数料	なし	運用商品の売買に伴う費用（信託財産留保額等）	加入者等	投資信託の信託報酬	加入者等	拠出時、運用時	なし	給付時	受給者	特別法人税・法人住民税（課税凍結中）	加入者等
運営管理業務にかかる事務費(含 総合口座手数料)	事業主																				
資産管理業務にかかる事務費	事業主																				
情報提供にかかる事務費	事業主																				
給付金の送金にかかる事務費	受給者																				
運用商品 取引手数料	なし																				
運用商品の売買に伴う費用（信託財産留保額等）	加入者等																				
投資信託の信託報酬	加入者等																				
拠出時、運用時	なし																				
給付時	受給者																				
特別法人税・法人住民税（課税凍結中）	加入者等																				

## ■ 制度移行について

他制度からの移行	<p>既存の退職金制度から、確定拠出年金制度に資産の移換があります。          資産を移換すると、移換金の対象期間が確定拠出年金の加入期間に合算されます。</p> <p>厚生年金基金からの移換</p> <table border="1"> <tr> <td>制度の移行日</td> <td>2017年7月1日</td> </tr> <tr> <td>資産移換日</td> <td>清算が終了した日</td> </tr> </table>	制度の移行日	2017年7月1日	資産移換日	清算が終了した日
制度の移行日	2017年7月1日				
資産移換日	清算が終了した日				

本資料は2017年5月25日時点の情報に基づいて作成しています。  
 制度やお手続きの詳細については規約または「確定拠出年金（企業型）手続きガイドブック」でご確認ください。